

郵便入札の実施について

「指定の入札書による郵便入札（簡易書留郵便）」を実施いたします。
案件によっては入札会場を指定した従来の入札方式による「入札書」による入札を行う場合もありますので、公告内「工事別発注概要書」に記載した「入札方法」を十分ご確認ください。

指定の入札書による郵便入札（簡易書留郵便）の方法について

1 指定入札書の使用及び記入に関する留意事項

- ① 株式会社タック都市開発研究所（以下「弊社」という。） ホームページ 内
各種書類ダウンロードページ」に掲載の「指定入札書(郵便入札用)」
(wordファイル・PDFファイル)をダウンロードし、使用してください。
※様式が変更される場合がありますので、入札申込みの都度、ダウンロードしてください。（必ずダウンロードした指定入札書を使用してください。独自に作成されたもの等の入札書、拡大・縮小されたもの、FAXされたもので入札した場合は無効となります。）
- ② 指定入札書中の日付・入札金額・工事件名は「黒のボールペン」を使用し、楷書で記入して下さい。鉛筆・シャープペンシル・消えるボールペン(フリクション等)による記入は無効とします。なお、所在地・商号・代表者職・氏名はゴム印でも構いません。
また、直接「指定入札書」にパソコンで文字を打ち込み、黒色で印刷した場合は「黒のボールペン」と同等として扱います。
- ③ 入札者は代表者となります。代表者以外の入札は無効です。
- ④ 指定入札書中の日付は「開札日」を記入してください。

- ⑤ 金額の数字はアラビア数字を用いて、先頭に「 ¥ 」を記入してください。
- ⑥ 金額を訂正又は抹消したものは無効となります。
(訂正印を使用した金額の訂正の場合でも無効となりますのでご注意ください。)
- ⑦ 工事件名等の誤字・脱字による意思表示が不明瞭な入札は無効となります。
(誤字・脱字等が軽微なものであり、かつ、対象工事等の特定が明確であると入札執行者が判断した場合を除く。)

2 指定入札書の郵送方法

- ① 郵便局の「簡易書留郵便」により、案件毎、入札期間内に到達するよう提出先住所へ郵送してください。
- ② ①に示した以外の方法（普通郵便、宅配便、持参による提出、FAX による送信等）で提出された指定入札書等、また入札期日を過ぎた指定入札書等は受理しません。
その場合、入札は無効となります。
- ③ 案件によっては入札方法を限定する場合がありますので、公告内「工事別発注概要書」の入札方法をよく確認してください。
- ④ 郵送の費用は入札参加者の負担となります。
- ⑤ 複数の入札に参加申込している場合においても、指定入札書等は 1 件ごとに郵送願います。

3 指定入札書の郵送について

指定入札書等の郵送にあたっては、次の方法により『二重封筒』としてください。
※『二重封筒』とは、封筒そのものが二重になっている既製の封筒ではなく、次のとおりに 2 種類にわけた封筒をいいます。

[A] 内封筒〔長形 3 号の封筒〕※長形 3 号：120mm×235mm

ア 内封筒には指定入札書等を入れ、封かんの上、しっかり糊付けして下さい。
セロハンテープ等、テープ類の使用は不可とします。その場合、入札は無効となります。（糊付けしてある場合は有効）

- イ 内封筒の表には、①工事件名②入札者名を記入し、余白に「入札書在中」と記載してください。

[B] 外封筒〔内封筒（長形３号）が封入可能な封筒〕

外封筒には、指定入札書等を入れた内封筒を入れ、封かんの上、しっかりと糊付けし(セロハンテープ等、テープ類の使用はご遠慮下さい)、弊社宛先の表に「**入札書在中**」と記入し、裏に工事件名・開札日・差出人住所・社名を記入してください。

※(「内封筒」「外封筒」とも、社名の入った既製の封筒を利用しないでください。)

・指定入札書提出先住所

〒252-0302

神奈川県相模原市南区上鶴間 8-19-1

株式会社タック都市開発研究所

入札担当

4 指定入札書等の提出期日

公告内「工事別発注概要書」の「入札期間」内に到達するよう手続きしてください。指定した入札期間以外に到達した指定入札書は無効です。

5 指定入札書等の到達確認

指定入札書の到達確認の問い合わせには一切応じませんので、配達状況は入札参加者ご自身で確認してください。

郵便局郵便追跡サービス

[\(https://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/\)](https://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/)

6 指定入札書の取り扱い

受理した指定入札書は、開札前・開札後とも返却しません。

また、入札参加者による談合等の情報があつた場合又はこれを疑うに足る事実を得た場合には、指定入札書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があります。

7 開札等について

(1) 入札の開札は公告内「工事別発注概要書」に記載した開札日に、弊社入札担当が実施します。

(2) 入札参加者による開札の立会いは、原則として行いません。

- (3) 入札は1者以上の指定入札書等到達をもって成立とし、入札期間内に指定入札書の送付がない場合は入札中止とします。
- (4) 入札回数は原則として1回としますが、開札の結果、予定価格及び最低制限価格の範囲内で有効な入札をした者がいないときには、2回目の入札を実施します。ただし、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目で失格となった者は、2回目の入札には参加できません。
- (5) 2回目の入札に参加資格を有する者には、弊社入札担当から2回目の入札を実施する旨を電話連絡等により通知します。
- (6) 2回目の入札は原則として、2回目の入札の実施を通知した日の翌日から土曜・日曜・祝日を除く平日の3日目を指定入札書の提出期限とし、その翌日（土曜・日曜・祝日の場合は、平日）に開札します。
- (7) 入札金額内訳書の提出は不要です。
- (8) 2回目の開札の結果、予定価格及び最低制限価格の範囲内で有効な入札をした者がいない場合は、入札は不調とします。また、2回目の入札において応札者がいない場合も不調とします。

8 落札者の決定

有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札候補者とし資格確認の上、資格条件等を満たし、不履行の恐れがないと認められる場合は落札者となります。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札候補者となります。落札候補者の資格に不備がある場合は失格となり、次に予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札候補者とし資格確認を行います。

なお、最低制限価格を設定した場合に、最低制限価格未満の価格で入札した者は失格となります。

9 同価格入札によるくじ引き

最低価格による入札が同価格により2以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定します。くじ引きの詳細については、公告添付の「郵便入札時のくじ引きの方法について」をご確認ください。

10 落札者（落札候補者）への連絡

開札終了後、入札は一旦保留扱いとなります。

弊社入札担当は、「落札候補者のみ」に開札結果を連絡します。その際、資格確認の期日（開札後、土・日曜、祝日を除く3日以内）をお知らせしますので、告げられた期日までに、予め定められた書類を提出してください。

11 資格確認について

資格確認については、弊社入札担当が実施します。

資格確認期間は、確認書類の受理後、1週間程度の時間を要します。

12 落札者決定の連絡

資格確認の結果、落札者が決定したときは、落札者あてに落札の旨を連絡します。

なお、落札候補者以外には、落札者決定の連絡はしません。

13 入札の辞退について

入札参加申込をした者が入札参加を辞退する場合は、入札期間内に「入札辞退届」(弊社 ホームページよりダウンロード可)をメール又はFAXにより提出してください。原本提出の必要はありません。

なお、入札辞退届を提出した後は、入札辞退届の撤回はできません。

14 入札の無効について

次の各号のいずれかに該当する入札は無効としますので留意ください。

- (1) 競争入札参加資格のない者がした入札
- (2) 条件付一般競争入札用に指定する指定入札書等以外の用紙による入札
- (3) 指定入札書等に記名・押印(代表者印)を欠く入札
- (4) 指定入札書等の記載事項の全部又は一部が鉛筆・シャープペンシル・消えるボールペン(フリクション等)により記入されている入札
- (5) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である指定入札書等による入札
(誤字・脱字等が軽微なものであり、かつ、対象工事等の特定が明確であると入札執行者が判断した場合を除く。)
- (6) 金額を訂正・抹消した指定入札書等による入札(訂正印を使用した場合を含む)
- (7) 明らかに不正による入札と認められる入札
- (8) 開札日において「入札公告兼入札説明書」の条件を満たさない者、並びに各公告案件で示した条件を満たさない者がした入札
- (9) 案件毎に定めた入札期間を過ぎて到着した入札
- (10) 3 による二重封筒を用いないで郵送された入札
- (11) 3 [A] による内封筒をセロハンテープ等、テープ類のみで封かんした入札
- (12) 1つの入札について同一の者が2通以上の指定入札書を郵送・提出した入札
- (13) 1回目の入札時に2回目用の指定入札書を使用した入札、または、2回目の入札時に1回目用の指定入札書を使用した入札

15 入札結果の公表について

入札結果については、落札候補者の資格審査を行い、正式に落札者が決定した後、弊社ホームページにて公表します。ホームページ公開までは **落札者決定後**から概ね1週間程度の時間を要します。なお、電話等による入札結果に関する問い合わせは、受付しません。

一般競争入札の為の書類等

工事番号：TAC-R07-024H

工 事 名：神奈川県立厚木高等学校

校舎（2 棟 A）屋上防水及び外壁改修工事（その 2）

工事場所：神奈川県厚木市戸室 2-24-1

令和 7 年度教育施設等保全管理業務（高等学校・西地区）

株式会社 タック都市開発研究所

工事別発注概要書

工事番号	TAC-R07-024H	
工 事 名	神奈川県立厚木高等学校 校舎（2 棟 A）屋上防水及び外壁改修工事（その 2）	
工事場所	神奈川県厚木市戸室 2-24-1	
工事概要	2 棟 改修内容 ・屋上防水改修工事 ・外壁改修工事 ・その他、上記に付随する工事一式 工事留意事項 ・屋上防水工事は 1 月末までに完了すること ・外壁改修工事は 1 月から着工し、3 月半ば頃までに完了すること ・工事期間中に他工事も入っているため仮設等は調整すること ・学校都合により工事が出来ない日があるので、十分な調整を行うこと ・製品の納期に時間を要することが懸念されるため、納期に十分 配慮して発注調整を行うこと	
工 種	建築一式	
完成期限	令和 8 年 3 月 30 日	
最低制限価格	設定する。	
契約後 V E 提案	実施しない。	
競争参加資格	企業形態	単体企業 及び 経常建設共同企業体（ただし、いずれか一方でのみ参加可能）
	登録業種	建築一式
	知事が認定した等級格付（又は総合点数）	「建築一式」 C ランク以上
	所在地等	神奈川県内に本店を有する者
	配置技術者	次の要件をすべて備える主任技術者又は監理技術者を施工現場に配置できること。ただし、請負金額が 4,500 万円以上（建築一式工事は、9,000 万円以上）の場合は、専任（本工事にかかわる工場製作製品等の工場製作期間を除く。）で配置できること ・上記「工種」に係る主任技術者又は監理技術者であること。 ・技術者が建設業法施行令第 27 条の規定により専任であることを要する場合は、競争参加資格確認申請日以前に直接的かつ恒常的な 3 か月以上の雇用関係にあること。 主任技術者については、一定の条件を満たす工事において、兼務が認められます。また、主任技術者が兼務を行う工事、かつ、主任技術者と現場代理人が同一人物の場合においては、一定の条件において、現場代理人の兼務が認められます。
	同種工事の実績	必要 ・入札公告の日から直近 5 ヶ年以内に、公共工事等において建築工事(新築又は改修)の施工実績を有する者。(契約書の写しが必要になります) ※元請としての施工実績に限ります。
	完成工事高	上記「工種」に係る経営事項審査の完成工事高（「2 年（又は 3 年）平均」の欄）が 3,000 万円以上あること。
	労働福祉	退職一時金制度若しくは企業年金制度を導入している者（経営事項審査の対象であるものに限る。）又は中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済契約を締結していること。

	社会保険等	社会保険等に加入している者であること。 （健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務がない者を除く。）
	その他	・入札参加者は（株）タック都市開発研究所が同日に行う「教育施設等保安全管理業務」の入札については、1 件のみ落札ができるものとします。 ・本件を落札したものは、同日の他の「教育施設等保安全管理業務」の入札を辞退したものとみなします。 ※疑義等申立てにより落札候補者が変更となる場合があるため、開札後直ちに落札決定はせず、疑義申立期間中は落札を保留します。
競争参加資格確認 申請期限及び通知日		申請期限：令和 7 年 10 月 20 日（18 時 00 分）まで 「株式会社タック都市開発研究所ホームページ 神奈川県教育施設等工事入札業務ページ内 公告 PDF」から「競争参加資格確認申請書」を取得し、「競争参加資格確認申請書」と「競争入札参加資格確認通知書(神奈川県)」を用いて、E-mail もしくは FAX により競争参加資格確認申請を行ってください。 申請することによって、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」の誓約事項について誓約したものとみなしますので、資格をよく確認した上で申請をしてください。 E-mail：t-kawahara@tac-k.com FAX 番号：042（767）3634
		確認通知日：令和 7 年 10 月 22 日（18 時 00 分）まで ただし、競争参加資格「有」と通知された場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できなかった者の入札は無効としますので注意してください。 通知方法：競争参加資格確認申請書に記載された E-mail アドレスまたは FAX
設計図書(現場説明書を含む)の取得方法等		競争参加資格に該当する者に対し、下記の方法により設計図書、入札書（様式）等を配布します。 取得方法：令和 7 年 10 月 22 日から令和 7 年 11 月 7 日（18 時 00 分）までに「株式会社タック都市開発研究所ホームページ 設計図書 PDF」より設計図書一式を取得してください。「競争参加資格確認通知」に記載された所定のパスワードを入力することで内容を確認できます。
設計図書に関する 質問及び回答		質問期限内に下記へ、E-mail もしくは FAX してください。（「かながわ電子入札共同システム」ではありません。） 質問書には工事番号及び工事名と貴社名、担当者名、連絡先（メールアドレス等）記入してください。 E-mail：t-kawahara@tac-k.com FAX 番号：042（767）3634
		質問期限：令和 7 年 10 月 28 日（17 時 00 分）まで 回答日：令和 7 年 10 月 30 日 回答は、「株式会社タック都市開発研究所ホームページ 神奈川県教育施設等工事入札業務ページ内 質疑回答」より質問回答書を取得して下さい。「競争参加資格確認通知」に記載された所定のパスワードを入力することで内容を確認できます。 なお、質問がなかった場合は、質疑回答なしと表記いたします。 また質問の回答に対する質問は受け付けていません。質問しなかった方も必ず確認してください。

入札方法	指定の入札書による郵便入札（簡易書留郵便） ※詳細は別紙「郵便入札の実施について」をご確認下さい。
入札期間 (入札書受付期間)	令和7年 10月 22日～令和7年 11月 7日 18時00分 必着
開札予定日及び場所	日時 令和7年 11月 10日 10時 00分 場所 ㈱タック都市開発研究所 本社 神奈川県相模原市南区上鶴間 8-19-1 TEL 042-767-3633 ※入札参加者の立会是不行いませので、ご了承下さい。
開札	入札担当立ち会ひの下で入札書を開札し、予定価格の制限の範囲内（ただし、最低制限価格を設けた場合は最低制限価格以上）で最低の価格をもって申込みをした者を落札候補者とします。なお、落札候補者となるべき同価格の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじ方式により落札候補者を決定します。また、開札して予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、2回を限度に再度の入札を行います。
疑義等申立期間	この入札に入札書を提出した者で、入札執行手続きに疑義がある場合には、開札日の翌日から起算して2日の間に（土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始を除く）、工事費内訳書を持参の上、「株式会社タック都市開発研究所 本社」まで申し出て下さい。求めに応じ設計額が記載された設計図書を閲覧に供します。ただし、原則として複写、貸出は行いません。また、入札が不調となった場合は、疑義等申立制度の対象としません。申し出る際は、事前に下記の入札担当部署にご連絡をお願いします。 ※閲覧者は原則1社1名までとさせていただきます。
支払条件	(1) 前金払 実施します。 ※ 中間前金払は行いません。 (2) 部分払 実施します。
入札担当部署 (入札手続きに関する問い合わせ先)	株式会社タック都市開発研究所 本社 神奈川県相模原市南区上鶴間 8-19-1 TEL 042-767-3633 担当：川原
その他	・競争参加資格は、「有」「無」に関係なく通知致しますので、確認通知日を過ぎても通知が来ない場合は上記担当部署へご連絡下さい。 ・本件執行期間中に敷地内に立ち入っての現地調査はできません。

誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意

1 競争入札参加申請に伴う誓約事項

本件工事の競争参加資格確認申請者は、競争参加資格確認申請をもって、次のとおり誓約したものとみなしますので、ご自分の資格をよく確認してから申請してください。

誓 約 事 項

当社(私)は、本件工事の競争参加資格確認申請期限において、次のすべての事項に該当することを誓約します。

なお、誓約後に次のいずれか1つ以上に該当しないこととなった場合は、本件入札を辞退します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定（成年被後見人、被保佐人、被補助人、破産者で復権を得ない者等）に該当しない者であること。
- 2 2年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。
〔※ 取引停止処分を受けても、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて神奈川県競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除きます。〕
- 3 6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。
〔※ 不渡手形等を出しても、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて神奈川県競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除きます。〕
- 4 債務の不履行により、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続きの開始決定を受けている者でないこと。
- 5 事業税、消費税、地方消費税を滞納している者でないこと。
- 6 社会保険等加入建設業者であること。
〔※ 社会保険等とは、健康保険、年金保険及び雇用保険をいいます。加入の義務がない場合は除きます。〕
- 7 本件が技術者を専任で配置しなければならない工事の場合、本件工事に専任で配置できる技術者を有していること。

2 競争参加資格確認について

「競争参加資格確認通知」により競争参加資格「有」とされた場合でも(その時点では細部にわたる資格確認はしていません)、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できなかった者の入札は無効としますのでご注意ください。

競争入札参加資格確認申請書

株式会社タック都市開発研究所
代表取締役 江村 郁子 殿

下記工事/委託に係る競争参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。なお、当該公告の入札参加資格に記載されている基本要件の全てを満たし、添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 調達工事番号 | TAC-R07-024H |
| 2. 調達案件名称 | 神奈川県立厚木高等学校
校舎（2棟A）屋上防水及び外壁改修工事（その2） |
| 3. 履行期限 | 令和 8 年 3 月 30 日 |

提出日 令和 年 月 日

競争入札参加資格認定番号：

企業名称：

企業郵便番号：

企業住所：

役職名：

氏名：

代表電話番号：

代表 FAX 番号：

連絡先部署名：

連絡先氏名：

連絡先住所：

連絡先電話番号：

連絡先 E-mail：

資本関係又は人的関係申告書

令和 年 月 日

株式会社タック都市開発研究所
代表取締役 江村 郁子 殿

所在地
申告者 商号又は名称
代表者氏名

資本関係又は人的関係については、以下のとおりです。

- 1 「神奈川県競争入札参加資格者名簿」に登録されている他の者（以下「資格者」という。）との間における
資本関係又は人的関係 [あり ・ なし]

(1) 資本関係がある他の資格者

ア 親会社等の関係にある他の資格者

認定番号	商号又は名称	所在地	備 考

イ 子会社等の関係にある他の資格者

認定番号	商号又は名称	所在地	備 考

ウ 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある他の資格者

認定番号	商号又は名称	所在地	備 考

※ウに係る親会社等については、建設業者・資格者に限りません。

(2) 人的関係がある他の資格者

認定番号	商号又は名称	所在地	基準に該当する者		
			氏名	自社役職名	他社役職名

注1 1は、「あり」「なし」どちらか一方を○印で囲み、「なし」の場合には(1)及び(2)の欄に記載する必要はありません。

2 神奈川県競争入札参加資格者名簿に登録された者のうち資本関係又は人的関係にあるすべての者を1の(1)及び(2)の欄に記載して下さい。

3 資本等で関係がある他の資格者が、他の共同企業体を結成している場合についても同様に記載して下さい。

4 本申告書の提出後、入札書の提出期限日までに新たな資本関係又は人的関係が生じた場合には、その都度申告書を提出して下さい。

5 上記の記載内容について調査する場合があります。また、調査の結果、虚偽の記載が判明した場合又は重要な事実を記載していなかった場合は、指名停止措置を講じる場合があります。

6 PDFファイル等又はFAXで送付された本書での確認といたします。原本の提出の必要はありません。

令和 7 年 4 月 23 日

競争参加資格確認申請書提出についての注意事項

株式会社タック都市開発研究所

1. 「競争参加資格確認申請書」の「提出日」以下「連絡先 E-Mail」まで、必要事項を「令和 7 年・8 年度かながわ電子入札共同システム 競争入札参加申請」の申請書のとおり正しく記入してください。
2. 「競争参加資格確認申請書」必要事項の記入後、「競争参加資格確認申請書」及び「神奈川県競争入札参加資格認定通知書（写）」、「資本関係又は人的関係申告」を添付の上、下記の E-mail もしくは FAX により提出してください。申請することによって、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」の誓約事項について誓約したものとみなしますので、資格をよく確認した上で申請をしてください。

E-mail : t-kawahara@tac-k.com

FAX 番号 : 042 (767) 3634

株式会社タック都市開発研究所 担当 : 川原

3. 「競争参加資格確認申請書」の提出期限は、下記のとおりです。
提出期限を過ぎますと、競争参加資格確認申請書の受付ができませんのでご注意ください。

※提出期限 : 令和 7 年 10 月 20 日 18 : 00 まで

4. 「競争参加資格確認申請書」の提出期限をもって、「入札公告兼入札説明書」及び「競争参加資格確認申請書」のダウンロードができなくなりますので、事前に印刷又は保存をお願いします。

＜ 入札公告 兼 入札説明書 ＞

次のとおり工事番号 TAC-R07-024H 神奈川県立厚木高等学校 校舎（2 棟 A）屋上防水及び外壁改修工事（その 2）について条件付一般競争入札を行います。

本件は神奈川県知事と株式会社タック都市開発研究所との間で契約した令和 7 年度 教育施設等保全管理業務に基づき株式会社タック都市開発研究所が発注者として実施する契約です。

また、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で最低の価格をもって入札を行った者が複数あった場合、試行として、くじ引きにより落札候補者を決定し、その者に対して入札参加資格の審査を行いますので、ご了承ください。

令和 7 年 10 月 16 日

株式会社タック都市開発研究所
代表取締役 江村 郁子

1 競争参加資格

入札に参加し、落札者となるためには、競争参加資格確認申請期限日（申請期間の末日）から落札決定までの全期間に渡って、次に掲げる要件をすべて満たしていることを要します。

(1) 各工事に共通する事項

- ア 神奈川県の競争入札参加資格（当該工事に係る業種）を有することについて知事の認定を受けている者であること。
- イ 有効な経営事項審査結果通知を受けている者であること。
- ウ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- エ 「営業所実態調査における指導事項の改善について（通知）」を県から受けた者は、改善確認通知を受けていること。
- オ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- カ 2 年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けた後、「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。
- キ 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けた後、「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。
- ク 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- ケ 事業税、消費税、地方消費税を滞納している者でないこと。
- コ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(A) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 子会社等と親会社等の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社同士の関係にある場合

(B) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については会社等の一方が再生手続が存続中の会社等又は更正会社である場合は除く。

- ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を兼ねている場合

(C) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(A)

と(B)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 工事別事項

「工事別発注概要書」に記載のとおりです。

2-1 競争参加資格確認申請

入札参加希望者は、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」を必ず確認の上、「工事別発注概要書」に記載した期限までに、「(株)タック都市開発研究所ホームページ」([HTTP://tac-k.com/](http://tac-k.com/))により競争参加資格確認申請を行ってください。競争参加資格確認申請をもって別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」の誓約事項について誓約したものとみなします。

2-2 資本関係又は人的関係申告書の提出

(A) 入札参加申込期限までに、「資本関係又は人的関係申告書」(以下「申告書」という。)を、(株)タック都市開発研究所 入札担当に、メール(t-kawahara@tac-k.com)又はFAX(042-767-3634)により提出してください。申告書は、資本関係又は人的関係の有無にかかわらず**提出する必要があります**。提出がない場合は、資本関係又は人的関係にある者の確認ができないため、未提出者へは設計図書を配付しません。

(B) 申告書のPDFファイル等又は、FAXをもって確認させていただきます。原本の郵送等の必要はありません。

(C) 「1 競争参加資格」の コ の基準に該当する者同士が同一入札に参加しているかどうかを確認し、基準に該当する者が行った入札はすべて無効として取り扱います。

(D) 上記(C)に該当する者のうち、他の者が開札前に辞退届の提出を行えば、残った一者の行った入札は有効とします。なお、基準に該当する者同士が、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題はありません。

3 競争参加資格確認通知

競争参加資格確認申請書に記載された E-mail アドレスまたは FAX に所定の期限までに資格の有無を通知します。

ただし、競争参加資格「有」とされた場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できた場合のみ落札者として決定しますので注意してください。

4 資格がないとされた者の説明要求

資格なしの旨の通知を受けた者は、通知が発行された日から起算して6日以内(土曜日・日曜日・祝日、お盆期間(8月13日から8月16日まで)・年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。(以下「営業日を除く。」という。))に苦情申立書を「入札担当部署」に持参することにより説明を求めることができます。説明要求に対しては、受理した日から起算して6日以内(営業日を除く。)に回答します。

更に、この説明に不服がある者は、説明に係る書面を受領した日から起算して8日(営業日を除く。)以内に再苦情申立書を「入札担当部署」に持参することにより不服を申し立てることができます。再苦情申立については、入札契約監視委員会が審議を行います。

説明請求及び再苦情申立ては、入札事務の執行を妨げないものとします。

5 入札書の提出

(1) 入札書は「工事別発注概要書」に記載した期間・方法より提出してください。

※「かながわ電子入札共同システム」による入札ではありませんので、ご注意ください。

(2) 入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載してください。(落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とします。)

(3) 入札執行回数は、原則として1回としますが、開札の結果、予定価格の範囲内(最低制限価格以上)の入札がないときは、再度入札を1回行います。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができません。

6 落札候補者及び落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします(注)。落札候補者に対してはメール・FAX等で連絡の上競争参加資格を審査し、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査を実施します。その入札を無効とした場合は、順次、価格の低い入札者から同様の審査をします。

ただし、最低の価格をもって入札を行った者が複数ある場合は、くじ引きにより落札候補者を決定し、その者について審査した上で、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定し

ます。

なお、くじ引きの具体的な方法については、別添「郵便入札時のくじ引きの方法について」をご参照ください。

(注) 最低制限価格を設定している場合：最低制限価格未満の価格による入札は失格とします。

7 疑義等申立期間

この入札に入札書を提出した者で、入札執行手続き等に疑義がある場合には、開札日の翌日から起算して2日の間に（休業日を除く。両日とも17：00まで）、**工事費内訳書（種目別内訳書、科目別内訳書、細目別内訳書）等の設計図書と比較ができる資料（会社印の押印、または企業名及び代表者名の記入が必要）**を持参の上、「入札担当部署」まで申し出てください。求めに応じ設計額が記載された設計図書を閲覧に供します。

ただし、入札が不調となった場合は、疑義等申立制度の対象としません。

8 落札候補者の提出書類

落札候補者とされた者は、翌日（休業日等を除く。）の17：00までに次の書類を「入札担当部署」あてにメール又は持参（貴社の希望する方法可）してください。

- (1) 工事費内訳書（入札金額を積算したもの）（再度入札がおこなわれた場合はその金額を積算したもの）（種目別内訳書、科目別内訳書、細目別内訳書）
- (2) 建設業許可に係る営業所専任技術者を確認できる書類（建設業許可申請書及び専任技術者証明書（共に副本）の写し）
- (3) 競争参加資格として設定されている場合は次の書類

ア 技術者の配置

- (ア) 配置予定技術者届（資格設定により専任又は非専任）

（様式集）（<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3430/p10818.html>）

- (イ) 競争参加資格確認申請日以前に直接的かつ恒常的な雇用関係（請負金額が4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）の場合は直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係）にあることが確認できる書類

（様式集）（<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3430/p10818.html>）

（例） 監理技術者資格者証、健康保険被保険者証または、市区町村が作成する住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書等（※）の写し

- (ウ) 監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載がある場合はその裏面）の写し

- (エ) 主任技術者の場合は、資格を証明できる書類の写し（技術検定合格証明書等）

イ 同種工事の実績

- (ア) 同種工事実績届

（様式集）<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3430/p10818.html>

- (イ) 資格要件とされた内容（規模・工法等）及び完成を確認できる書類

（例） CORINS の竣工時工事カルテ、契約書及び検査済証、施主の施工証明書（任意様式）等の写し

（様式集）<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3430/p10818.html>

- (4) その他「工事別発注概要書」等により指示のあった書類

9 開札後に資格がないとされた者の説明要求

落札候補者の入札が無効とされた場合、その落札候補者は、落札者決定通知書が発行された日から起算して6日（休業日を除く。）以内に苦情申立書を「入札担当部署」に持参することにより説明を求めることができます。説明要求に対しては、受理した日から起算して6日以内（休業日を除く。）に回答します。

更に、この説明に不服がある者は、説明に係る書面を受領した日から起算して8日（休業日を除く。）以内に再苦情申立書を「入札担当部署」に持参することにより不服を申し立てることができます。再苦情申立については入札契約監視委員会が審議を行います。

説明請求及び再苦情申立ては、落札決定の事務の執行を妨げないものとします。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除します。
- (2) 契約保証金は、2年以内に国、地方公共団体又は教育施設等保全管理業務委託の受託者と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、原則として免除します。

上記に該当しない場合、その他特別な事情がある場合は、契約金額の100分の10に相当する

金額以上を契約締結と同時に納付するものとします。（ただし、設計金額が300万円未満の場合は不要です）神奈川県債証券若しくは利付国債証券の提供又は金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第3条に規定する金融機関をいう。）若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、落札者が公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除するものとします。

1.1 その他

- (1) 落札者が契約締結までに「1」に掲げた競争参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。
- (2) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。なお、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。
また、本契約は、契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印することにより確定するものとします。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (4) **次に掲げる入札は無効とします。**
 - ア 条件として示した競争参加資格を満たさない者が行った入札
 - イ 競争参加資格確認に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札
 - ウ その他入札に関する条件に違反した入札
 - エ 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合の入札
- (5) 入札金額の算出にあたっては、設計図書中の設計書を優先することとします。
- (6) 「8」の(1)に基づく内訳書を提出しない者が行った入札は失格とします。
- (7) 落札者が決定通知のあった日から7日以内に当該契約を締結しない場合は、その落札は効力を失います。
- (8) 公正に入札を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。
- (9) 開札した後であっても、契約が地方自治法第234条第5項の規定により確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や設計図書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を無効とすることがあります。
- (10) 万一、[（タック都市開発研究所ホームページ（http://tac-k.com/）](http://tac-k.com/)）に障害が発生した場合は、入札を中止することがあります。障害が発生した場合は、「入札担当部署」にお問い合わせください。
- (11) 社会保険等に参加している者であること。一次下請負については、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方としてはならない。詳細は、「工事別発注概要書」をご確認ください。
- (12) 設計図書に関する質問への回答は、質問しなかった方も必ず確認してください。回答だけでなく、情報提供を行うことがあります。
- (13) 前各号に定めるもののほか、神奈川県財務規則及び競争入札の参加者の資格に関する規則の定めるところによります。

郵便入札時のくじ引きの方法について

1 実施条件

予定価格の制限の範囲内で、最も低い価格をもって有効な見積書を提出した者が複数あった場合に実施します。

2 実施方法

(1) 入札書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

くじ引きを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄にあらかじめ任意の数字「000～999」を記入して下さい。なお、記入のない場合などは、**書留お問い合わせ番号（11桁）の下3桁の数字**を記載したものとします。

書留お問い合わせ番号（書留引受番号）は郵便追跡用に使用する番号で、
（3桁）-**（2桁）-**（5桁）-*（1桁）合計11桁で表示された番号

(2) 書留お問い合わせ番号（11桁）の下4桁の小さいものから順に「抽選番号」（0, 1, 2, 3, …）を付与します。（お問い合わせ番号の下4桁が同一の数字になった場合は、下5桁目以降高い桁の数字を順次参照し、**小さいものから順に**抽選番号を付与します。）

(3) 同額入札の入札書に記載された任意の「くじ番号」を合計し、その合計額を同額入札者の数で除算し、余りを算出します。

(4) 上記（3）の計算結果による余りと一致した上記（2）の「抽選番号」の入札参加者を落札者とします。

抽選番号付与の例

業者名	任意のくじ番号	お問い合わせ番号	抽選番号
A 社	123	***-**-**123-4	0
B 社	78	***-**-**235-3	1
C 社	(記入なし) 349	***-**-**4 34-9	2

【クジ引き実施例】入札参加者3者が同額入札の場合

(1) 書留お問い合わせ番号（11桁）の下4桁の小さいものから順に「抽選番号」（0, 1, 2, 3, …）を付与します。

(2) くじ番号の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算出します。

$$555 \text{ (A社)} + 097 \text{ (B社)} + 111 \text{ (C社)} = 763 \div 3 \text{ (者)} \cdots \text{余り } 1$$

(3) 順位の決定

余りと一致したB社が落札候補者となります。

業者名	任意のくじ番号	お問い合わせ番号	抽選番号
A社	555	***-**-**123-4	0
B社	97	***-**-**1235-3	1
※C社	111	***-**-**7235-3	2

※お問い合わせ番号の下4桁が同一の数字になった場合は、下5桁目以降高い桁の数字を順次参照し、小さいものから順に抽選番号を付与します。

(4) 落札候補者B社が辞退等の理由で繰り上がる場合、再度同じ条件でB社を除いてくじ引きを行い落札候補者を決定します。（実施例①（落札候補者が辞退した場合）参照）

(5) くじ引きの結果は入札結果として、原則開札日の翌日から起算して、土・日・祝日を除いて4日以内に弊社ホームページで公表します。（入札調書より先行して公表します）

※個人情報保護の観点から、原則として書留お問い合わせ番号（11桁）の参照数字以外を非公開とします。

(6) くじ引き参加者は当該くじ引きの結果を 株式会社タック都市開発研究所 本社にて直接確認することができます。確認を希望する場合は事前に入札担当にお問い合わせください。

株式会社タック都市開発研究所
入札担当者：川原
電話番号：042(767)3633

実施例①

開札日 令和〇年〇月〇日10：00～

工事番号 TAC-R00-000T

工 事 名 神奈川県立〇〇高等学校 保全工事

郵便入札時のくじ引きの実施

番号	業者名	任意のくじ番号	お問い合わせ番号	下4桁	抽選番号	余り
1	A社	123	***-**-**123-4	1234	0	
2	B社	78	***-**-**265-3	2653	1	1
3	C社	349	***-**-**438-1	4381	2	
くじ番号合計		550	参加業者数	3	者	

【計算式】

クジ番号合計		参加業者数		余り	
550	÷	3	=	1	

上記により、B社を落札候補者とする。

実施例①（落札候補者が辞退した場合）

※落札候補者B社が辞退等の理由で繰り上がる場合、B社を除いて再度同じ条件でくじ引きを行う

開札日 令和〇年〇月〇日10：00～

工事番号 TAC-R00-000T

工 事 名 神奈川県立〇〇高等学校 保全工事

郵便入札時のくじ引きの実施

番号	業者名	任意のくじ番号	お問い合わせ番号	下4桁	抽選番号	余り
1	A社	123	***-**-**123-4	1234	0	0
2	C社	349	***-**-**438-1	4381	1	
くじ番号合計		472	参加業者数	2	者	

【計算式】

クジ番号合計		参加業者数		余り	
472	÷	2	=	0	

上記により、A社を落札候補者とする。

実施例②

開札日 令和〇年〇月〇日10：00～

工事番号 TAC-R00-000T

工 事 名 神奈川県立〇〇高等学校 保全工事

郵便入札時のくじ引きの実施

番号	業者名	任意のくじ番号	お問い合わせ番号	下4桁	抽選番号	余り
1	A社	123	***_**_**123-4	1234	0	
2	B社	800	***_**_**265-3	2653	1	
3	C社	349	***_**_**438-1	4381	2	
4	D社	997	***_**_**656-4	6564	3	
5	E社	248	***_**_**771-3	7713	4	
6	F社	381	***_**_**772-1	7721	5	5
7	G社	25	***_**_**1866-2	8662	6	
8	H社	10	***_**_**2866-2	8662	7	
くじ番号合計		2933	参加業者数	8	者	

【計算式】

クジ番号合計		参加業者数		余り	
2933	÷	8	=	5	

上記により、F社を落札候補者とする。

(くじ番号記入見本)

入 札 書 (見 積 書)

【開札日】 令和 年 月 日

株式会社タック都市開発研究所
代表取締役 青木 優 殿

¥ _____

ただし、工事番号 TAC-R06-000H _____

件名 神奈川県立 ○○高等学校 _____
に係る代金として上記金額のとおり、入札します。(消費税を除く工事金額)

【入札者】

所在地

商 号

代表者職・氏名 _____

くじ番号の数字記入例です。
例：(123) の場合
任意の数字 000～999 を
記入してください。

くじ番号		
1	2	3

※くじ番号は任意の数字「000～999」を記入する。

※必ず本紙を使用してください。本紙以外（独自に作成されたもの等）の入札書、
拡大・縮小されたもの、F A Xされたもので入札した場合は失格となります。

・入札書の送付方法
二重封筒にて封かんの上、簡易書留郵便にて郵送してください。
入札書に作成に関する詳しい方法は、(株)タック都市開発研究所 ホームページ掲載
「指定の入札書による郵便入札（簡易書留郵便）の方法について」をご確認ください。

二重封筒でないもの、簡易書留以外の方法による入札は失格とします。

資格審査確認提出書類等(提出は開札後)

※資格審査の書類の為、契約後の工事書類とは別の扱いとなります。ご注意ください。

1 内訳書、内訳明細書	・合計が落札価格と一致、会社印があること(会社印省略の場合表紙に企業名及び代表者名の記入があること) - 入札金額を積算したもの (再度入札がおこなわれた場合はその金額を積算したもの) (種目別内訳書、科目別内訳書、細目別内訳書) 形式自由
2 建設業許可通知(写し)	・発注工事に該当する業種 ・有効期間が工期に差し掛かっている場合、更新手続き中(申請書(副)写)が添付のこと
3 経営事項審査結果通知(写し)	・審査基準日から1年7ヶ月以内である ・建設工種での完工高が指定の額以上 ・建設工種での評定値が指定の数値以上
4 配置予定技術者届	※配置予定技術者の雇用関係証明
5 主任技術者設置届	※当該工事のみの場合は専任、他に県発注の工事で担当しているなら非専任 ただし請負金額が4,500万(建築一式工事は9,000万以上)では専任であること 専任の場合は金額により3ヶ月以上の雇用関係
5-2 技術検定合格証明書(写し)	・発注工種に該当するもの ・監理技術者資格者証でも可
監理技術者資格者証(写し)	・発注工種に該当するもの ・雇用関係が確認できること ・表裏を確認
監理技術者講習終了証(写し)	・監理技術者資格者証提出の場合
5-3 健康保険被保険者証(写し)	・雇用関係が確認できること
5-4 経歴書	
5-5 専任を要する主任技術者の 兼務届出書 (兼務を希望する場合)	※工事現場の間隔が直線で5km程度、自動車で概ね30分以内の範囲内で同資格要件の工事であれば2件まで兼務可能
6 現場代理人設置届	※現場代理人は各現場に常駐義務有り
6-2 健康保険被保険者証(写し) (主任技術者兼任の場合不要)	・雇用関係が確認できること
6-3 経歴書 (同上)	
6-4 現場代理人兼務届 (兼務を希望する場合) 連絡員設置届 (兼務を希望する場合)	・現場代理人が兼務できる工事については別紙「配置予定技術者(主任技術者等)、現場代理人について」を参照
7 専任技術者一覧表(写し)	・日付の記載があるもの
8 建設業退職金共済契約者証(写し)	・表紙のみ ※特定退職金共済や、その他の退職一時金制度を導入している者はその証明証(写し)でも可
9 事業税に係る納税証明書(写し)	・県税が発行する1年以内のもの
10 消費税等に係る納税証明書(写し)	・税務署が発行する1年以内のもの
11 同種工事实績届	・発注概要で指定した条件(年限等)が満たされている ・契約書(表)またはcolins登録データを添付 ・発注の工事内容が確認できるよう、実績届<工事概要>に記述すると共に確認できるものを添付(契約書(表)で確認できれば不必要)
12 本店・支店所在地証明書	・代表者名及び会社印があること
13 契約保証金に関する書類	・契約時

(1回目用)

入札書(見積書)

【開札日】令和 7 年 11 月 10 日

株式会社タック都市開発研究所
代表取締役 江村 郁子 殿

¥

ただし、工事番号 TAC-R07-024H

件名 神奈川県立厚木高等学校 校舎(2棟A) 屋上防水及び外壁改修工事(その2)
に係る代金として上記金額のとおり、入札します。(消費税を除く工事金額)

【入札者】

所在地

商号

代表者職・氏名 印

くじ番号		

※くじ番号は任意の数字「000～999」を記入する。

※必ず本紙を使用してください。本紙以外(独自に作成されたもの等)の入札書、
拡大・縮小されたもの、FAXされたもので入札した場合は失格となります。

・入札書の送付方法

二重封筒にて封かんの上、簡易書留郵便にて郵送してください。

入札書に作成に関する詳しい方法は、(株)タック都市開発研究所 ホームページ掲載
「指定の入札書による郵便入札(簡易書留郵便)の方法について」をご確認ください。

二重封筒でないもの、簡易書留以外の方法による入札は失格とします。

入札書(見積書)

【開札日】令和 年 月 日

株式会社タック都市開発研究所
代表取締役 江村 郁子 殿

¥ _____

ただし、工事番号 TAC-R07-024H _____

件名 神奈川県立厚木高等学校 校舎(2棟A)屋上防水及び外壁改修工事(その2) _____
に係る代金として上記金額のとおり、入札します。(消費税を除く工事金額)

【入札者】

所在地

商号

代表者職・氏名 _____ 印

くじ番号		

※くじ番号は任意の数字「000～999」を記入する。

※必ず本紙を使用してください。本紙以外(独自に作成されたもの等)の入札書、
拡大・縮小されたもの、FAXされたもので入札した場合は失格となります。

・入札書の送付方法

二重封筒にて封かんの上、簡易書留郵便にて郵送してください。

入札書に作成に関する詳しい方法は、(株)タック都市開発研究所 ホームページ掲載

「指定の入札書による郵便入札(簡易書留郵便)の方法について」をご確認ください。

二重封筒でないもの、簡易書留以外の方法による入札は失格とします。

工事名 神奈川県立厚木高等学校

条件付一般競争入札質問書

令和 年 月 日

代表取締役 江村 郁子 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
電話番号

質 問 事 項

This image shows a single page of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is no handwriting or other markings on the paper.

入 札 辞 退 届

令和 年 月 日

株式会社タック都市開発研究所
代表取締役 江村 郁子 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

本入札に関して、下記の理由により入札を辞退します。

工事番号 TAC-R07-024H

件 名 神奈川県立厚木高等学校
校舎（2 棟 A）屋上防水及び外壁改修工事（その 2）

入 札 日 令和 7 年 11 月 10 日

辞退理由

保証金について

1 入札保証金

入札保証金は、これを免除する。

2 契約保証金

契約保証金は、過去 2 年以内に国、地方公共団体又は教育施設等保全管理業務委託の受託者と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、原則として、これを免除する。

上記に該当しない場合、その他特別な事情がある場合は、神奈川県財務規則第 25 条に準じ、契約を締結する者に契約金額の 100 分の 10 に相当する金額以上の金額の保証金を納付させなければならない。なお、神奈川県財務規則第 25 条に準じて、保証金の納付に代えて有価証券等を担保として提供させることができる。

(担保に充てることができる有価証券等)

保証金の納付に代えて担保として提供させることができる有価証券等は、次に掲げるものとする。

- (1) 神奈川県債券
- (2) 国債証券
- (3) 政府の保証のある債券
- (4) 銀行が振り出し又は支払保証をした小切手
- (5) 銀行又は知事が確実と認める金融機関の保証書
- (6) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 5 条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証証書
- (7) その他知事が確実と認める有価証券等

(ア) 担保として提供する有価証券が記名式のものである場合においては、売却承諾書及び白紙委任状を添えさせなければならない。

(イ) (7) の有価証券等が、登録社債等である場合においては、社債等登録法（昭和 17 年法律第 11 号）の定めるところにより登録させなければならない。

3 契約保証金の納付の免除

神奈川県財務規則第 28 条及び神奈川県工事執行規則第 2 条に準じ、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約を締結する者が保険会社との間に、県または㈱タック都市開発研究所を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約を締結する者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき財務大臣の指定する※金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約を締結する者が過去 2 年間に教育施設等保全管理業務委託または国・地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたってすべて誠実に履行した実績を有し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 工事の設計額が 300 万円未満のとき。
- (5) 契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

※金融機関は次に掲げるとおり。

- ・銀行（ゆうちょ銀行を除く）・農林中央金庫・信託銀行・商工組合中央金庫・保険会社
- ・信用協同組合・信用金庫・農業協同組合・信用金庫連合会・労働金庫・労働金庫連合会
- ・水産業協同組合・その他の貯金の受け入れを行う組合等

4 契約保証金の納付の確認

契約を締結する者が契約保証金を納付する場合、契約担当者は、契約締結時に契約保証金（項目 2 の規定により提供された担保を含む。）の納付を確認しなければならない。

5 契約保証金の還付

契約保証金は、工事又は給付の完了の確認又は検査が終了した後に契約の相手方に還付する。

6 保証金の帰属の場合の手続

地方自治法第 234 条第 4 項又は第 234 条の 2 第 2 項の規定により、入札保証金又は契約保証金が県に帰属した場合の手続は、収入の例による。この場合において、保証金の納付に代えて提供された有価証券等のうち支払期日の未到来のものは、2(ア)の規定により提出された文書とともに県の財政部長に引き継がなければならない。

7 違約金

契約の履行遅延に対しては、遅滞日数に応じ、契約金額に対し年利 2.5 パーセント（金銭を目的とする消費貸借契約に係るものにあつては、利息制限法（昭和 29 年法律第 100 号）第 1 条第 1 項に規定する率の 1.46 倍を超えない範囲内で別に定める率）を乗じて計算した額の違約金を徴収する。ただし、当該計算方法により算出された額が 100 円未満のとき又は知事が災害その他やむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

- (ア) 前項の規定による違約金は、契約金が未払いの場合にあつては、契約金支払額から控除して徴収するものとする。
- (イ) 違約金の徴収日数の計算については、検査に要した日数及び工事請負又は物件の購入の検査に不合格となった場合におけるその手直し、補強又は引換えのためにする第 1 回の指定日数は、これを算入しない。

8 減価受領

契約の相手方が提供した目的物に不備がある場合であっても、それがわずかであるため使用上支障がないと認められるときは、契約金について相当の額を減価したうえ受領することができる。

9 現金の納付及び保証証書（保険証書）の寄託の時期について

落札決定後、7 日以内に契約を締結できなければ、原則的にその落札は無効となるため、契約を締結する者が契約保証金を納付する場合、7 日以内に納付及び寄託しなければならない。

現 場 代 理 人 兼 務 (変 更) 届

令和 年 月 日

(株)タック都市開発研究所
代表取締役 江村 郁子 殿

住 所
氏 名

次のとおり、工事請負契約書第10条第3項に係る特記事項（特約書）に基づき、現場代理人を兼務（変更）することとしましたので届け出ます。

現 場 代 理 人 氏 名		
現 場 代 理 人 住 所		
現 に 現 場 代 理 人 の 工 事	工 事 名	
	工 事 場 所	
	工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
	発 注 者 名	
	摘 要	
新 た に 契 約 す る 工 事	工 事 名	
	工 事 場 所	
	工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
	発 注 者 名	
	摘 要	

備考 現場代理人に委任しない権限があるときは、摘要の欄に、その委任しない権限内容を記入すること。

連 絡 員 設 置 (変 更) 届

令和 年 月 日

(株)タック都市開発研究所
代表取締役 江村 郁子 殿

住 所
氏 名

次のとおり、工事請負契約書第10条第3項に係る特記事項（特約書）に基づき、連絡員を
設置（変更）したので届け出ます。

契 約 工 事 名	
連 絡 員 氏 名	
連 絡 員 氏 名	
連 絡 員 氏 名	
備 考	

- ・連絡員は2名以上記載して下さい。

配置予定技術者（主任技術者等）、現場代理人について

・以下の兼務条件については、教育施設等保全管理業務の工事にのみに該当します。

① 現場代理人が兼務できる工事について

新たに契約する工事の契約額（税込み）が建設業法施行令第 27 条第 1 項に定める額未満で、次の条件をすべて満たす場合に兼務を認めます。

- 1 兼務する各々の工事に連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員は工事現場に滞在し、発注者との連絡に支障をきたさないこと。
- 2 現に現場代理人を兼務していないこと。（兼務は 2 件まで）
- 3 現に現場代理人である工事の発注者は、神奈川県教育施設等保全管理業務委託を受けた者であること。
- 4 現に現場代理人である工事の契約額（税込み）は、建設業法施行令第 27 条第 1 項に定める額未満であること。
- 5 現に現場代理人である工事の発注者が、現場代理人の兼務を承認すること。

※上記の条件に係わらず、発注者の判断で現場代理人の兼務を認めない場合には、入札公告（工事別発注概要書）に現場代理人兼務に関する記載はされていませんので、ご注意ください。

② 現場代理人兼務の手続きについて

- ・ 兼務を希望する場合は、落札候補者となった際に速やかに兼務の意思を発注者に伝え、「現場代理人兼務届」及び「連絡員設置届」をそれぞれ 1 通提出し下さい。
- ・ 事後審査の書類を提出し、発注者の審査を受けて下さい。

③ 専任を要する主任技術者が兼務できる工事について

- ・ 請負代金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の工事に配置する専任の主任技術者については、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事でかつ工事現場の間隔が直線距離で5km程度で自動車で概ね30分以内の範囲内の工事に限り、2件まで兼務を認めます。

④ 専任を要する主任技術者の兼任手続きについて

- ・ 兼務を希望する場合は、落札候補者となった際に、速やかに兼務の意思を発注者に伝え、「専任を要する主任技術者の兼務届出書」を1通提出してください。
- ・ 事後審査の書類を提出し、発注者の審査を受けて下さい。

⑤ その他

- ・ 監理技術者や営業所における専任の技術者には、適用されません。
- ・ 兼務を認めた工事において、契約中に、そのいずれかの下請契約の金額が5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上となった場合は、主任技術者に代えて監理技術者を置くこととなりますが、監理技術者の兼務は認められないため(※1)、主任技術者及び現場代理人の途中交代を認めます。

(※1 神奈川県配置予定技術者（監理技術者）の専任要件の緩和要件に該当する場合は発注者との協議によります。)

専任を要する主任技術者の兼務届出書

商号又は名称

下記の工事の現場に配置する専任を要する主任技術者について、下記の工事を兼務させるので届け出ます。

発注機関名	
工 事 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	契約日 から令和 年 月 日まで
工 種	

1 兼務する現在契約中の工事

発注機関名	
工 事 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	
工 種	
技術者氏名	
資 格	
現契約金額	
備 考	

注) 専任を要する監理技術者や営業所における専任の技術者については、他の工事を兼務できません。

2 兼務箇所図

--

注) 枠内に兼務する工事の箇所と距離を明記してください。

最低制限価格の設定について

株式会社タック都市開発研究所
代表取締役 江村 郁子

神奈川県公共工事等における最低制限価格制度について

・最低制限価格制度とは、公共工事等の請負の契約の入札において、契約内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者であっても、最低制限価格を下回る場合には、これを落札者とせず最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度です。

弊社は神奈川県より業務委託を受けており、入札についても神奈川県の制度に準じ、最低制限価格を設定します。公共工事の最低制限価格率(%)の算出の具体式については神奈川県のホームページを参照してください。

神奈川県ホームページ

公共工事の最低制限価格率(%)の算出の具体式について

【建築工事等】

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p1201583.html>)

令和 6 年 6 月 3 日
株式会社タック都市開発研究所

前金払について

工事別発注概要書「支払い条件」(1) 前金払にて、前金払を「**実施します。**」となっている工事につきましては下記条件にて、前払金の請求をする事が出来ます。

- ・請負者は(株)タック都市開発研究所と請負契約締結後、東日本建設保証(株)へ前払金保証の申し込みを行い、前払金保証契約を締結する。

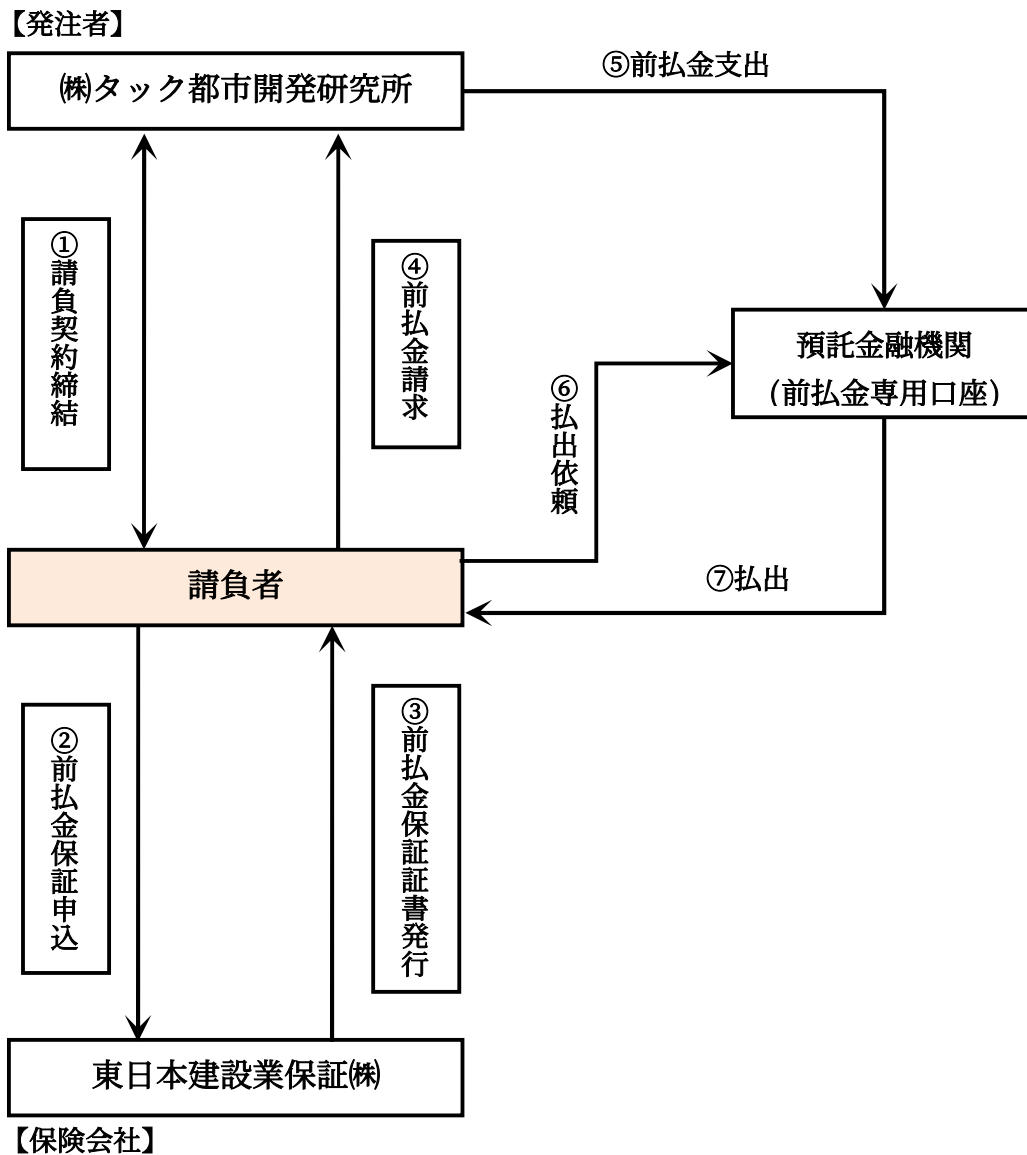
- ・東日本建設保証(株)と前払金保証契約を締結し、別紙 前払金請求書と前払金保証証書(本書)を(株)タック都市開発研究所に寄託することで、請負代金額の 10 分の 4 以内の前払金の支払いを請求することができる。

- ・前金払は請負代金相当額の **10 分の 4 以内**の額を上限とします。また、支払いの請求については、請求を受けた月の**翌月 1 日**を受付け日とし、**受付け日から 40 日以内**に受託者が開設をした「**前払金専用口座**」に支払いを行う事とします。

- ・前払い金の請求期限は原則として「①請負契約締結」から 40 日以内とします。

- ・前払金保証の申し込みは、直接「東日本建設保証(株)」窓口へお問い合わせください
(東日本建設業保証株式会社 神川支店 TEL:045-662-8203)

・ 前払金請求の流れについて



前払金関連条項（契約約款より抜粋）

（前金払）

第 35 条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 4 以内の前払金の支払いを請求することができる。

（前払金の使用等）

第 37 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（解除に伴う措置）

第 54 条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第 1 項の場合において、第 35 条（第 41 条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第 38 条及び第 42 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 47 条、第 48 条、第 48 条の 2、第 48 条の 3 又は次条第 3 項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第 46 条、第 51 条又は第 52 条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

(用紙A4縦長型)

前 払 金 請 求 書

¥ _____ 円

工事番号：TAC-
工事名：

請負代金に対する前払代金を上記のとおり保証証書を添えて請求します。

令和 年 月 日

請求者 住所
氏名

株式会社タック都市開発研究所
代表取締役 江村 郁子 殿

内 訳

区 分	金 額	摘 要
請 負 代 金 額		
請負代金額に対する 4／10の金額		
今 回 請 求 金 額		

保証証書番号：

預金銀行名
(預金種別、口座番号)

部分払について

工事別発注概要書「支払い条件」(2) 部分払にて、部分払を「実施します。」となっている工事につきましては下記条件にて、部分払の請求をする事が出来ます。

- ・ 工事の進捗出来高が請負金額の 2 分の 1 以上に達する事。
(※進捗出来高については、監督員の査定による)
- ・ 出来高検査を行い、検査に合格する事。

部分払の回数は 1 回を限度とし、請負代金相当額の 10 分の 9 以内(進捗出来高分)の額を上限とします。また、支払いの請求については、出来高検査を行い合格をした月の翌月 1 日を受付け日とし、受付け日から 40 日以内に支払いを行う事とします。

※前払金の支払いを受けている場合、部分払いの金額は下記の計算式で算出します。

部分払金の額(進捗出来高分) ≤ 請負代金相当額 × (9 / 10 - 前払金額 / 請負代金額)

請負代金の支払について

工事完了後、(株)タック都市開発研究所が工事完了検査(工事完了検査は、工事施工書類等を含む)を行い、その検査に合格したときは書面(書式任意)をもって請負代金の支払の請求をすることが出来ます。

支払の請求については、完了検査を行い合格をした月の翌月 1 日を受付け日とし、受付け日から 40 日以内に支払を行う事とします。